

選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1 この制度は県内の飲食店における感染防止策を強化し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を継続的に抑えこむとともに、感染防止策を県が第三者として認証を行うことにより、利用客の増加につなげることで、県内飲食業の振興を図ることを目的とする。

(対象)

第2 本制度の対象は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可又は改正後の食品衛生法の第55条第1項に規定する許可を受けた飲食店のうち、次の各号に掲げるものを除くものとする。

- (1) 申請者等（法人にあってはその代表者、役員及び使用人その他従業員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (2) 客席を有さない宅配・テイクアウト専門の業態により営業を行うもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業及び設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業を行うもの
- (4) キッチンカーを用いて営業を行うもの
- (5) 前号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

(基準)

第3 知事は、本制度の対象となる飲食店において取り組むべき感染防止策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4 認証を受けようとする飲食店の事業者は、別に定める申請書により、書面又は電子申請により、知事に申請するものとする。

(認証等)

第5 第4の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は提出された申請書の内容について、当該飲食店において実地に確認すること等により審査するものとする。

2 知事は前項の審査により申請のあった飲食店が認証基準に適合していると認めたときは、その旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該申請者に対し、認証した旨を表象する認証マークを交付するものとする。

4 知事は、第4により申請のあった飲食店が、認証基準に適合しないと認めるときは、当該申請者に対し、認証基準に適合していない事項を摘示し、適合するよう指導等を行うものとする。

(認証マークの利用等)

第6 第5第2項の規定により知事の認証を受けた事業者（以下「認証事業者」という。）は、認証された飲食店（以下「認証店舗」という。）において認証マークを利用（当該認証店舗の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げること及び当該認証店舗の広告・ホームページで表示すること等をいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証店舗」の名称を使用することができるものとする。

2 認証マークを利用する者は、別に定める利用規約を遵守しなければならない。

3 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証マークを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証マークの再交付を求めることができる。

(有効期間)

第7 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

(変更の報告)

第8 認証事業者は、認証店舗の名称等その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面又は電磁的方法により、知事に届け出るものとする。

(認証の更新)

第9 認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の2ヶ月前までに、書面又は電子申請により、知事に認証の更新を申請するものとする。

2 第5の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(店舗確認等)

第10 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、事前の通知なしに、その職員等をして、認証店舗を確認し、認証に係る感染防止策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第11 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 認証に係る感染防止策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。

(2) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。

(3) 知事等が行う認証店舗に係る確認に協力すること。

(認証の辞退)

第12 認証事業者は、その認証店舗の閉鎖等その他認証の要件を満たさなくなると見込

まれるときは、あらかじめ、書面又は電子申請により、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用及び「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証店舗」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第13 知事は、認証店舗が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証マークの利用及び「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証店舗」の名称の使用をやめなければならない。

第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第14 認証店舗の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき（以下「患者発生時」という。）は、認証事業者は、遅滞なく、知事に連絡するものとし、知事は、当該店舗における認証の効力を一時停止する必要があると認めたときは、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに、認証マークの利用及び「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証店舗」の名称の使用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第15 患者発生時において、その原因が認証に係る感染防止策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証マークの利用及び「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証店舗」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の回復)

第16 患者発生時において、その原因が第15第1項に掲げるものでないことが明らかとなり、その認証店舗を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと知事が判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）した時は、当該認証事業者は、認証マークの利用及び「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証店舗」の名称の使用を再開することができるものとする。

第4章 まん延の防止に関する措置等との関係

(効力の一時停止)

第17 第2章の規定にかかわらず、宮城県の区域内における新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を勘案して、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないと認めたときは、認証の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(認証の取消し)

第18 知事は、認証店舗が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく要請に応じない場合等は、感染症の拡大防止を継続的に抑え込む本制度の目的と相反することから、認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができる。

第5章 雑則

(免責)

第19 知事は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証店舗において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象店舗の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(制度の廃止)

第20 知事は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況の終息等を勘案し、事前に周知の上、この制度を廃止することができる。

(その他)

第21 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。